

イスラエル国
ハーグ協定に関する意匠規則, 5780-2019
2019年12月10日公布

目次

- 第1条 解釈
- 第2条 イスラエルを指定国とする国際意匠登録への意匠規則の適用
- 第3条 補足意匠
- 第4条 優先権主張
- 第5条 拒絶通報が送達されない場合の保護認容声明
- 第6条 拒絶通報
- 第7条 拒絶通報の後になされるイスラエルにおける意匠の保護認容声明
- 第8条 登録簿における意匠登録の取消申請の通知
- 第9条 イスラエルにおける書類の送達宛先の通知
- 第10条 最終決定の通知
- 第11条 イスラエルを指定国とする国際意匠登録における変更申請
- 第12条 国際登録簿における補正のイスラエルにおける効果
- 第13条 更新手数料の納付
- 第14条 施行

意匠法、5777-2017(以下、「本法」という)第 83 条(b)、第 85 条(b)(1)、第 86 条(2)、第 87 条(a)及び第 112 条に基づき付与された権限により、ここに以下の規則を制定する。

第 1 条 解釈

本規則において、

「優先権主張」とは、本法第 21 条の意味におけるものをいう。

「拒絶通報」とは、ハーグ協定第 12 条に基づく所轄官庁による通知をいう。

「複数国際意匠登録」とは、イスラエルを指定国とする国際意匠登録であって、2 以上の意匠を有するものをいう。

「補足意匠」とは、本法第 7 節に定義されているものをいう。

「主意匠」とは、本法第 52 条の意味におけるものをいう。

第 2 条 イスラエルを指定国とする国際意匠登録への意匠規則の適用

登録官が、イスラエルを指定国とする国際意匠登録に関して国際事務局より通知を受領した場合、意匠規則、5779-2019(以下、「意匠規則」という)の第 10 条、第 13 条、第 17 条、第 20 条から第 24 条まで、第 27 条、第 41 条から第 44 条まで及び第 75 条から第 77 条までを除き、当該意匠に「意匠規則」を準用する。

第 3 条 補足意匠

- (a) 本法第 85 条(b)(2)に基づく出願は、拒絶通報の送達より 3 月以内に提出しなければならない。
- (b) 本法第 85 条(b)(1)冒頭部及び本条(a)の規定に拘らず、イスラエルを指定国とする国際意匠登録がイスラエルを指定国とする国際意匠登録である主意匠との関連において補足意匠として登録に適格であると結論づけられ、かつ、何れも同一の国際出願に含まれる場合には、所轄官庁はこれを理由に当該意匠の登録を拒絶しないものとし、補足意匠として登録に適格なイスラエルを指定国とする国際意匠は本法第 55 条の規定に基づき補足意匠登録出願とみなされる。

第 4 条 優先権主張

国際出願が本法第 83 条(b)に基づく優先権を主張する宣言を含み、かつ、他の締約国における出願(本規則において「先行出願」という)の提出と国際出願の提出との間に、国際出願と同一の主題を有する意匠又は重要でない点においてのみ相違する意匠が公開された場合、所轄官庁は出願人に先行出願の写しを提出することを要求し、出願人は、意匠規則第 17 条(d)に挙げる何れかの方法で当該要求が送付された日より 2 月以内にこれを所轄官庁に提出しなければならない。

第 5 条 拒絶通報が送達されない場合の保護認容声明

イスラエルを指定国とする国際意匠登録が登録簿における登録に適格とみなされる場合、所轄官庁は本法第 84 条に基づき当該意匠についてイスラエルにおける保護認容声明を送達する。所轄官庁は、当該声明に特に次の詳細事項を含むものとする。

- (1) 国際意匠登録番号

- (2) 保護認容声明が国際出願に含まれるすべての意匠に関連しない場合、所轄官庁は、複数国際意匠登録に含まれる何れの意匠に当該声明が該当しているかを表示するものとする。
- (3) 保護認容の効果を生じる日
- (4) 当該声明がなされた日

第6条 拒絶通報

所轄官庁が、本法第85条に基づきイスラエルを指定国とする国際意匠登録について拒絶通報を送達する場合には、当該通報に特に次の詳細事項を含むものとする。

- (1) 国際意匠登録番号
- (2) 当該意匠が登録に適格ではないと決定した理由及び本法の該当する規定の引用
- (3) 拒絶の決定の基因となる理由が登録意匠又は係属中の意匠出願(本規則において「先の意匠」という)との類似性に言及する場合、所轄官庁は、先の意匠の出願日及び出願番号、ある場合は先の意匠の登録日及び登録番号、先の意匠の所有者の名称及び宛先並びにある場合は優先日を表示し、かつ、公衆が知ることができる場合には意匠規則第14条に基づく先の意匠の図面の写しを添付するものとする。
- (4) 拒絶通報が国際出願に含まれるすべての意匠に関連しない場合、所轄官庁は、国際意匠登録に含まれる複数の意匠の何れに当該通報が該当しているかを表示するものとする。
- (5) 国際意匠登録の所有者が拒絶通報に応答する意思がある場合、本規則第8条に基づくイスラエルにおける宛先の提供及び意匠規則第30条に基づき応答を提出できる期間、を示すものとする。
- (6) 当該通報がなされた日
- (7) 当該通報が、本法第85条(b)(1)に基づくイスラエルを指定国とする国際意匠に送付された場合、所轄官庁は、本法第85条(b)(2)に基づく応答を拒絶通報の通知日より3月以内に提出しなければならない旨を表示するものとする。

第7条 拒絶通報の後になされるイスラエルにおける意匠の保護認容声明

- (a) 所轄官庁が、本法第85条(d)に基づきイスラエルを指定国とする国際意匠登録の拒絶通報の後に当該意匠についてイスラエルでの保護認容声明を送達する場合には、当該声明に特に次の詳細事項を含むものとする。
 - (1) 国際意匠登録番号
 - (2) 拒絶通報が国際出願に含まれるすべての意匠に関連しない場合、所轄官庁は、国際意匠登録に含まれる複数の意匠の何れに当該声明が該当しているかを表示するものとする。
 - (3) 国際事務局における登録日
 - (4) 登録簿への登録日
 - (5) 当該声明がなされた日
- (b) 所轄官庁に対する手続で意匠が補正された場合には、行われた補正について当該声明に表示するものとする。

第8条 登録簿における意匠登録の取消申請の通知

- (a) 意匠規則第9条の規定を損なわずに、イスラエルを指定国とする国際意匠登録を基礎と

する意匠の登録簿における登録取消申請が提出された場合、所轄官庁は、申請の提出に関する英語での通知を意匠の所有者に送達し、当該通知に次の詳細事項を含むものとする。

- (1) 国際意匠登録番号
 - (2) 意匠規則第 8 条に基づく取消申請人の名称及び宛先
 - (3) 意匠規則第 5 部第 A 章に基づく申請への応答の提出期限
- (b) (a)にいう通知は、国際事務局が知る情報である場合は意匠の所有者の電子メールアドレスに送達される。

第 9 条 イスラエルにおける書類の送達宛先の通知

拒絶通報への応答又は登録取消申請の提出の通知への応答において、国際意匠登録の所有者は、公用語で作成された書類により意匠規則第 10 条にいうイスラエルにおける書類の送達宛先を所轄官庁に知らせる。また、同書類により意匠規則第 11 条にいう弁理士の選任を所轄官庁に知らせることができる。弁理士の宛先及び選任の変更について第 11 条及び第 12 条を適用する。

第 10 条 最終決定の通知

所轄官庁がイスラエルを指定国とする国際意匠が登録意匠としての保護に適格ではないとの決定を国際事務局に通知し、当該決定が最終であり不服の申立の対象とならないものである場合には、所轄官庁は、最終決定について国際事務局に通知し、当該通知に特に次の詳細事項を含むものとする。

- (1) 決定が不服申立の対象とならないという事実
- (2) 国際意匠登録番号
- (3) 決定が国際出願に含まれるすべての意匠に関連しない場合には、所轄官庁は、国際意匠登録に含まれる複数の意匠の何れに決定が該当しているか表示するものとする。
- (4) 最終決定がなされた日及びある場合には効力を有するようになる日
- (5) 最終決定が裁判所又は登録官によってなされたこと

第 11 条 イスラエルを指定国とする国際意匠登録における変更申請

イスラエルを指定国とする国際意匠登録の所有者であって、登録簿における登録の変更を希望する者は、変更申請を国際事務局に提出しなければならない。

第 12 条 国際登録簿における補正のイスラエルにおける効果

国際事務局が、イスラエルを指定国とする国際意匠登録になされた次の 1 以上の補正を所轄官庁に通知する場合、所轄官庁は登録簿に変更を記録するものとする。

- (1) 意匠の所有者の名称又は宛先
- (2) 登録簿に記録されている、イスラエルを指定国とする国際意匠登録の出願取下、登録取消又は登録抹消

第13条 更新手数料の納付

更新手数料がハーグ協定及びハーグ協定規則に規定する方法及び期間で納付されない場合、イスラエルを指定国とする国際意匠登録の有効性が失効したことが登録簿に記載される。

第14条 施行

本規則は、イスラエルが締約国としてハーグ協定に加盟した日（訳注：2019年10月3日）から3月後に施行する。

2019年12月10日